（別記様式）

令和８年度徳島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（令和８年９月から令和９年２月）

【指定管理鳥獣捕獲等事業】

１　背景及び目的

本県のニホンジカは、平成８年度以降の調査により、分布の拡大、生息数の増加が顕著であることが明らかになっており、野菜、水稲などのほか、主要産業となっているユズやスダチなどの果樹類にも被害が拡大している。

本県においては、第二種特定鳥獣管理計画を定めニホンジカの個体数管理に取り組んでおり、令和６年度の農作物被害額は 34,621 千円（対前年度 19%減）と減少した。しかしながら、推定生息頭数は、平成 26 年度以降においては増加傾向で推移しており、シカの生息個体数が減少傾向に転じるよう、引き続き、指定管理鳥獣捕獲等事業を行うことにより捕獲圧の強化を図る。

よって、令和３年度に策定した第５期特定鳥獣管理計画の目標達成に近づけるためにも、警戒心の高いニホンジカの捕獲を積極的に行う必要があり、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により、鳥獣保護区内や捕獲が困難な高標高地域、急峻な地形、県境、市町村境等における集中的な捕獲を行う。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

２　対象鳥獣の種類

ニホンジカ

３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
剣山山系地域	令和８年９月1日から令和９年２月28日
中部山渓地域	
阿南海部海岸地域	
東山渓地域	

4　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
剣山山系地域	三好市 美馬市 つるぎ町 東みよし町 那賀町 の一部区域	当該地域は、剣山国定公園、国指定剣山山系鳥獣保護区を含む高標高地域であり、ツキノワグマやキレンゲショウマなどの希少な動植物が生息・生育する地域であるが、近年、ニホンジカの食害による樹木の枯死、下層植生の衰退による土壌浸食や表層崩壊が進行しており、指定管理鳥獣捕獲等事業の開始後も、自然植生被害の回復がいまだ進んでいないことから、管理捕獲を進め、個体数を減少させる必要がある。	○剣山国定公園 ○国指定剣山山系鳥獣保護区及び特別保護地区 ○県指定鳥獣保護区特別保護地区（箸蔵、大歩危、竜ヶ岳） ○県指定鳥獣保護区（箸蔵、雲辺寺、大歩危、竜ヶ岳、滝の宮、野鹿池、天神丸、高城山） ○特定猟具使用禁止区域（銃器）（平、菅生蔭、宮内、半田、辻･西井川、辻、吹、南谷、池田、大川持、上馬路、花園、清水） ○指定猟法禁止区域（くくりわな）（谷道、権田・槍戸）
中部山渓地域	阿波市 吉野川市 那賀町 上勝町 神山町 の一部区域	当該地域は、県立自然公園に指定されている本県中央部の山岳地帯を含む地域であるが、高標高地域であるため、ニホンジカの管理捕獲が進まず、近年、ニホンジカの食害による植生の衰退や表土の流出などが進行している。また、冬場は、降雪に伴い、ニホンジカが人里に移動し、果樹や農作物にも被害を与えていることから、管理捕獲を進め、個体数を減少させる必要がある。	○中部山渓県立自然公園 ○県指定鳥獣保護区特別保護地区（あいあいらんど、高越山、焼山寺、切幡・浦の池） ○県指定鳥獣保護区（神山森林公園、あいあいらんど、焼山寺、植桜、高越山、切幡・浦の池、宮川内、土柱、南川） ○特定猟具使用禁止区域（銃器）（阿波市市街地、吉野川市街地、吉野、鷲敷工業団地、鷲の里、熊谷） ○指定猟法禁止区域（くくりわな）（権田・槍戸）
阿南海部海岸地域	阿南市 海陽町 美波町 牟岐町 の一部区域	当該地域は、室戸阿南海岸国定公園や鳥獣保護区等を含み、リアス式海岸の急峻な地形のため捕獲が進まず、ニホンジカの生息数が急増し、周辺農地への出没などが多発しており、捕獲の強化が求められていることから、管理捕獲を進め、個体数を減少させる必要がある。	○室戸阿南海岸国定公園 ○県指定鳥獣保護区特別保護地区（轟、太龍寺、津乃峰） ○県指定鳥獣保護区（轟、鶴林寺、太龍寺、津乃峰） ○特定猟具使用禁止区域（銃器）（阿南市平野部、桑野、宇井谷・桑野谷、鷲の里、小勝島、牟岐・灘、宍喰・水床）
東山渓地域	徳島市 小松島市 佐那河内村 勝浦町 上板町 の一部区域	当該地域は、希少野生生物保護区である旭ヶ丸希少野生生物保護区を含む地域であるとともに、有害鳥獣捕獲を積極的に実施していない地域も含まれており、ニホンジカの捕獲が進んでおらず、生息状況調査においても高密度生息地であることが判明していることから、管理捕獲を進め、個体数を減少させる必要がある。	○東山渓県立自然公園 ○県指定旭ヶ丸希少野生生物保護区 ○県指定鳥獣保護区特別保護地区（眉山、中津峰） ○県指定鳥獣保護区（眉山、いきものふれあいの里、中津峰、鶴林寺） ○特定猟具使用禁止区域（銃器）（渋野･多家良、小松島、恩山寺、野上橋、勝浦）

（注）1　実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
2　住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
3　選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定し

た理由を記載する。
4　他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
5　実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
剣山山系地域	県捕獲：1,130頭 （通常捕獲事業1,030頭、効果的捕獲促進事業(広域連携捕獲)100頭）
中部山渓地域	
阿南海部海岸地域	
東山渓地域	

（注）第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（1）捕獲等の方法

①　使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
剣山山系地域	銃猟※（ライフル銃を使用できるものとする）及びわな猟（くくりわな、箱わな等）	【銃猟】 捕獲従事者：69 名程度（通常捕獲 55 名、広域連携捕獲 14 名） 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内 【わな猟】 捕獲従事者：６名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内
中部山渓地域	銃猟※（ライフル銃を使用できるものとする）及びわな猟（くくりわな、箱わな等）	【銃猟】 捕獲従事者：23 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内 【わな猟】 捕獲従事者：6 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内
阿南・海部海岸地域	銃猟※（ライフル銃を使用できるものとする）及びわな猟（くくりわな、箱わな等）	【銃猟】 捕獲従事者：22 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内 【わな猟】 捕獲従事者：６名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内
東山渓地域	銃猟※（ライフル銃を使用できるものとする）及びわな猟（くくりわな、箱わな等）	【銃猟】 捕獲従事者：13 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内 【わな猟】 捕獲従事者：５名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内

※銃猟においては非鉛弾の使用に努めるが、やむを得ず鉛製銃弾を使用する場合は、鳥獣の鉛中毒を防止するため、捕獲した個体を放置することなく適切に埋設、焼却またはジビエ等への利活用を行う。

（注）1　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔で記載する。
2　なお、事業受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

3　使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻き狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。
4　捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

② 作業手順

【関係者との事前協議】

当該事業に関し、関係市町村との協議や利害関係者からの意見聴取を行う。さらに、実施区域内においては、関係する市町村や地区猟友会等に対する事前説明会等を実施し、合意形成を図る。

【安全管理】

事業受託者は、当該事業の実施に係る現場組織図、安全管理計画、緊急時の体制及び対応図を備える。さらには当該事業の実施に際して、捕獲従事者は作業実施前に打ち合わせを行い、所定の腕章等を着用するとともに、事業実施区域周辺に「指定管理鳥獣捕獲等事業実施中」等の事業実施を周知する幟等を設置する。

【捕獲等の実施】

当該事業は、認定鳥獣捕獲等事業者等に業務委託することとし、当該計画に基づき、捕獲等を実施するものとする。

なお、捕獲された個体については、事業受託者が安全に止めさしを行うとともに、捕獲年月日、捕獲場所、雌雄の区別等を捕獲調査票に記載し、写真撮影を行う。

また、捕獲された個体については、実施区域の関係者と協議の上、埋設や焼却処分等適切に処理するとともに、食用として利活用できる場合は積極的に活用する。

【錯誤捕獲への対応】

当該事業の対象とする指定管理鳥獣以外の動物が捕獲される可能性がある場合には、事業受託者はあらかじめ捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

なお、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、捕獲許可を始めとした事務手続きを迅速に行うとともに、専門家の協力を得て、麻酔銃を用いた放獣が可能な体制をとる。また、国指定剣山山系鳥獣保護区内の発生時には環境省へ速やかに報告・捕獲許可申請を行うとともに、環境省と放獣に向けた調整を行いつつ行動する。

カモシカが錯誤捕獲された場合には、速やかに県及び関係機関と連携して放獣する。

【捕獲情報の収集、評価等】

事業受託者は、作業日報及び捕獲調査票に基づき、捕獲年月日、捕獲数、捕獲場所、雌雄の区別等を記録し県に報告する。県は、事業受託者から提出された各種記録を分析し、専門家等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。

（注）事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

（２）捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

（注）捕獲等をした鳥獣を捕獲等した場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置する必要性等を具体的に記載する。

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

（注）1　放置する時期は、捕獲等をした個体を放置する行為を行う期間を記載する。
2　放置する区域は、可能な限り詳細で具体的な地域名を記載し、図面を添付する。
3　放置する数は、見込み数の上限を記載する。
4　捕獲等の方法は、銃猟にあっては必ず非鉛弾を使用する旨を記載する。

③　生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

放置しないため特になし

（注）1　生態系への配慮事項として、例えば他の野生動物を誘引することで生態系に大きな影響を及ぼす地域では行わない、事前に調査を行う等が挙げられる。
2　住民の安全への配慮事項として、例えば、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民の安全に影響を及ぼすおそれがある場合では実施しないこと、事前に周知して住民の理解を得ること等が挙げられる。
3　生活環境への配慮事項として、例えば、集落や道路の周辺を避けること、水源への影響がないこと等が挙げられる。
4　地域の産業への配慮事項として、例えば、農林業の周辺を避けること等が挙げられる。
5　放置個体による影響のモニタリングを実施する場合は、その方法等を記載する。
6　事業途中で放置により問題が生じた場合には放置を中止、可能な限り放置個体の搬出等に努める旨を記載することが望ましい。

（3）夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

①　夜間銃猟をする必要性

（注）夜間銃猟以外の方法によっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に行うことや事業目標を達成することが困難と認められる理由等、夜間銃猟を行う必要性等を記載する。

②　夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

（注）1　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。
2　実施区域は住民等を記載し、実施区域を示した地形図を添付すること。
3　実施日時・時間は、夜間銃猟をすることを想定する時期・時間帯を記載する。
4　銃猟の方法は、想定する方法（餌付けにより誘引して定点から射撃する方法等）
5　実施者は、夜間銃猟の認定鳥獣捕獲等事業者とし、想定する事業者がある場合はその名称を記載する。

③　安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

夜間銃猟を実施しないため特になし

（注）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。捕獲等をした個体の回収・処理方法も記載すること。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】徳島県 **【実施方法】**委託 **【委託の範囲】**指定管理鳥獣の捕獲

【想定される委託先】
県内に拠点のある認定鳥獣捕獲等事業者又は法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められる者

（注）事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

（1）住民の安全の確保のために必要な事項

○県及び事業受託者は、事業を実施する前に十分な周知や確認を行い、事故等の発生が無いよう万全を期す。
○事業の実施に当たっては、捕獲従事者であることを証するため、腕章を装着する。
○事業実施区域周辺に、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施中」等の事業実施を周知する幟等を設置する。
○わなを使用した事業実施地域は、原則として毎日の見回りを徹底する。

（注）住民の安全のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

（2）指定区域の静穏の保持に必要な事項

○事業受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
○特定猟具使用禁止区域（銃器）での事業の実施にあたっては、事業受託者は事前に関係者と実施について協議し、発砲回数を必要最低限にし、静穏の保持に努める。
○止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を必要最低限にし、静穏の保持に努める。

9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

（1）事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の遵守に加え、事業の実施にあたっては、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法及び電波法等の法令を遵守する。

（2）事業において配慮すべき事項

○安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理に万全を期するものとする。
○効果的・効率的な管理捕獲を進めるため、出猟や捕獲情報の記録は必ず行うとともに、目撃情報の記録に努め、次年度以降の計画に反映させる。
○食肉として利活用できる場合は、積極的に利活用を行う。

（3）地域社会への配慮

○関係機関に対し、当該事業について詳細な情報提供を行い、地域社会との軋轢が生じないように配慮する。
○事業の評価・検証を行い、捕獲従事者含め、実施地域へ改めてフィードバックすることにより、本事業の必要性に関する情報の周知や普及啓発に努め、次年度以降の事業実施への理解を深める。